

■ 6月26日開催

環境生活警察常任委員会

みわ 由美 議員

【環境生活部関係】

請願第11号 安房郡鋸南町における鋸南開発株式会社の汚染土壌処理業の許可申請に対して不許可処分を求めることについて

○三輪由美委員 私も紹介議員になっておりますので、発言をさせていただきます。

今、県のほうから状況説明ということで、環境保全協定についても必要な対応が図られたので事前協議を終了したと、こういう説明があったわけですが、この請願にもあるように、そこにやはり大きな疑義を訴えておられますので、若干の質疑も含めて請願者の願意の説明をさせていただきたい。ぜひ議員の皆様には賛同いただきたいということで、質疑もさせていただきたいと思います。

私、最大の問題は、議員の皆様のところにもこうしたお手紙が行っているかと思うんですけれども、鋸南町の皆さんが、町長、議会も先頭にして、町民ぐるみで強く反対をされている。住民の合意が全く得られていないという問題、これ本当に最大の問題ではないかなと思うんですね。事前協議書が提出されてから事前協議終了通知まで期間があるわけですが、この間、3年間、町長、議会、団体から要望が来ていると思いますが、合計すれば何団体から、それぞれどんな意見が寄せられているのでしょうか。主なものを御説明いただきたい。そして、それに対して業者が説明会、誰に対して何回実施をされてきたのか御答弁願いたい。

○森水質保全課長 反対の署名含めて平成24年の12月3日から27年の6月9日までの間に43件の意見であるとか、そういったものはいただいているところです。また、そのうち8件が反対署名ということで、合計1万44名だったと思いますけれども一から署名をいただいているというような状況です。主なものとしては、やはり基幹産業である農業とか水産業や漁業、それから観光というところに対して風評被害というおそれがあると。さらに、子どもたちの将来の健康被害のことも懸念されるといったようなものが、その中には挙げられているというふうに承知しているところでございます。

○三輪由美委員 町長も議会も、そして町もということで43件。以前、議会でこのことを決算のときでしたっけ、30団体とかいうことですので、さらにそこからふえて、しかも、今、答弁ありましたように署名の数が1万44筆ということで、これはほとんどが鋸南町の町民による署名だというふうに説明を受けておりますが、そういうことでしょうか。

○森水質保全課長 鋸南町の方々、さらには県外の方々もいらっしゃいます。

○三輪由美委員 圧倒的には町民の方だという理解でよろしいか。

○森水質保全課長 そういう理解で結構かと思います。

○三輪由美委員 ことし4月1日現在、鋸南町の人口が8112人、これに対して1万44筆の署名。鋸南町周辺の住民の皆さんも含めてということでありまして、まさに「オール鋸南」で、やはりこの問題については反対をされているというふうに受け取らざるを得ないですね。そこで、許可権

者である県の認識、これ住民の合意は得られていない、これは県もお認めですか。

○森水質保全課長 町のいう住民の合意には至っていないということは理解しております。

○三輪由美委員 幾ら何でもこれほどまでに住民合意が得られていないのに、これこのままにして前に進めるわけにはいかないんじゃないですか。お答えください。

○森水質保全課長 事前協議ということにつきましては、先ほど申し上げたとおり環境保全協定への対応、さらには環境保全対策、施設が構造基準に合致するということが確認できておりますので終了しております。現在は土壤汚染対策法に基づく申請が出ておりますので、土壤汚染対策法に基づき慎重に審査をしているというところでございます。申請が出ている以上、審査をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○三輪由美委員 その事前協議云々かんぬんのことは後で環境保全協定のことは聞きますが、今私が問題にしたのは、住民合意が得られてないのに前に進めるわけにはいかないんじゃないかという、この問題に絞って今聞いているんですけれどもね。県は町や議会で何度か説明をされてこられましたよね。この問題について、県としてはどのように指導したり対応したりしていくのかということ、県の皆さん方は、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱、この汚染土壌処理については指導要綱がないから一これですよね。これでもって千葉県廃棄物、こちらのほうで準じてやるというふうに言ってたじゃないですかね。そのあなた方が説明して、指導要綱の第1章総則の中の事業者の責務第4項に何と記載してありますか。

○森水質保全課長 指導要綱についてですけれども、ちょっと今手元にないんで、少々お待ちいただけますか。すいません。目的は、ちょっと今飛んでしまいますけど、「県が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ること」が目的とはなっております。

○三輪由美委員 じゃあ地域住民への理解、これについてはどのように記載されてますか。

○森水質保全課長 関係地域住民との調整につきましては、「事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域を管轄する市町村長又は関係地域住民3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない」というふうに、関係地域住民との調整ということについては、そういう記載がございます。

○三輪由美委員 事業者の責務のところ、「事業者等は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならない」責務のところこのようにきちんと書いてあるんですね。しかも、県が平成25年にこの汚染土壌処理に関する指導要綱、これはパブコメもやって、25年に起案をしながら頓挫をしているわけなんですけども、ここにも地域住民の理解については、どのように皆さん方、起案されたんですか。

○森水質保全課長 今ちょっと調べております。すいません。ちょっと調べて後ほどお答えさせていただきます。すいません。

○三輪由美委員 これ、大事な部分なんですよ。先ほども入江委員とのやりとりの中で、担保は審査後行うというやりとりがありまして、ちょっと傍聴席からも叱責漏れてるんですけど、きちんと担保できるかどうかということを審査するのが県のお仕事でありますからね。その担保は審査後っていうの、ますますこの町民の皆さん、もう不安でいっぱいになるような御答弁をされているわけなんです。皆さん、25年に起案されて、これ県からいただいた中で、これは第3条ですね。汚染土壌処理業者の遵守すべき事項ということで、「汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の設置等及び汚染土壌の処理に起因する環境への影響の回避及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにするものとする」とし、2として、「汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、地域住民等の理解を得るものとする」と明記されてるんですね。まさにこの請願は、県がつくったこの指導要綱の流れに沿った、それになかった、これに対して町の皆さんがこのように請願されているということですので、ぜひ議員の皆さんにも御賛同いただきたいと思います。

○三輪由美委員 次に、事前協議に関する疑義に関連しても絞ってお聞きをしたいと思います。先ほど、事前協議を終了させた、その前提になっているのが、確約に基づいて、もうこれでいいんだというふうにされているわけなんですけれども、その確約、今現在、協定が結ばれる、そうした確実な見通しを今、県としてはお持ちなんですか。

○森水質保全課長 住民のほうからも確約書が提出されております。繰り返しになりますけど、確約書が提出されております。元区の代表として確約書が提出されております。また、事業者においても締結する意思のあることが確約書が提出されておりますので、双方のほうにおいて、そういう対応をするという確約書が出されておりますので、環境保全協定については締結されるというふうに理解しているところでございます。

○三輪由美委員 わかってるんです。その出されてるのはわかってるんですけど、見通しがあるのか、県としてはいつごろ協定が結ばれるというような見通しを持てるのかということを知りたいんです。

○森水質保全課長 見通しにつきましては、今、許可を受けた後というような形で確約書は出ております。許認可に関しましては、現在、県のほうで慎重に審査しているところですので、いつ許認可ということ、許可、不許可の判断をするかという、判断ができるかというところは、まだ見通しが立っておりませんので、環境保全協定が締結される見通しというのは、許可されればということですので、現時点ではそういったところの見通しというのは申し上げることができないという状況でございます。

○三輪由美委員 いろいろと言いわけありましたが、結局は見通し持てないわけですよ。答えられないと。やっぱりこういう請願も出てる状況ですから、本当にこの点は事前協議終了ということは、この請願にもあるように疑義があると言わざるを得ないと思うんですね。今回このような混乱といいますか、疑義を招くような事態になったのは、1つは県の手続、フローチャートについても、やはり私は問題があると思うんですね。先日、6月15日に県から説明を受けた鋸南開発汚染土壌処理施設設置に係る手続フローというのがありますが、これまで町や議会に説明していたフローと違

うんですよ。これ説明していただきたい。県が私に説明したフローチャートがこれ、町がこれまで受けていたものがこれということで、フローチャートが違ってるんです。2種類あるっていうことになりますね。

○森水質保全課長 今その資料、手元にないんで、具体的にどこが違っているかというのは、ちょっとお話しできない状況でございます。

○三輪由美委員 つまり、これまでずっと町に手続フローとして示しておられたのは、ここに環境保全協定の締結ということで、きちんと県、市、関係機関との協議、周辺住民への説明会開催、下にきちんと環境保全協定の締結、これがずっと町や町民や議会に配られていたものです。先日、私に配っていただいたのは、ここが確約というふうに変ってるんですね。一体いつ、誰が、どういった権限でこういうふうに変えて、大事なものです、手続フローというのをお変えになったんでしょうか。

○森水質保全課長 先ほど6月15日というお話がありましたけれども、そのフローにつきましては、これまでの流れを、今までやってきた流れを整理したということで、町へ説明した締結という流れとは違っているというお話だったんですけれども、これまで実際に行ってきた流れをそこに落としているという実態ということで御理解いただければというふうに思います。

○三輪由美委員 理解できないですね。やはり県がきちんと当初から町や議会に責任を持って示したフローチャートを、勝手に協定の締結を確約に変えて私に説明をしているわけなんですけど、いつ、誰の権限で変えたのかということをごきちんと答えていただきたいと思う。

○森水質保全課長 確約にいつ変えたとかということですが、事前協議の終了の段階で環境保全協定への対応ということで、事業者からの確約、それから地元区からの確約で、締結ということでしたけれども、それと同等の対応が図られるということで事前協議を終了しておりますので、その段階でそういう対応をとらせていただいたということでございます。

○三輪由美委員 それ、町や議会に知らせましたか、これでいいんだと、こういうふうなことを県は変えたんだということ。

○森水質保全課長 事前協議を終了するに当たっては、地元の鋸南町に対して事前協議を終了したいという旨の説明を県としても行ってきたところでございます。

○三輪由美委員 やはり私は、県が責任を持って手続するべきルールだと。要綱がない中でこういうものをつくって示しているわけですから、これ重大な問題だということを厳しく指摘をしておきます。やはり県がくるくるとこうしたルールを、初めは要綱にきちっと準じてやると言いながら、要綱に書いてあるとおりやってない。手続のフローチャートをこうやって変えて、しかも、町や議会にその点での説明やら合意は得ていない。本当にこれ大問題だというふうに言わざるを得ません。

それで、先ほど、どこの土を持ってくるのかという問題がありましたが、業の申請の許可書、ここには発生元、書いてない、搬入ルートも書かれてない。そもそも業の許可を申請する段階で、こうし

たことはきちんと審査をしなければならないのではないのでしょうか。

○森水質保全課長 発生元について、どこから持ってくるというようなことを明記させるということは法律の中には求められておりません。

○三輪由美委員 私は法律の話をしているのではないんですね。県の行政的な対応について、しかも、町長初め、議会初め、町民の数を超えるほどの町民の大きな不安があるわけですよ。許可権者は県ですよ。そこで、法律にこう書いてないからいいんだでは、やはりこういう請願が出るわけです。済まされないというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○森水質保全課長 発生元がどこかということ特定させることは法律では求めていませんけれども、当然、汚染土壌を処理するに当たっては、どういった土壌、どういう性状で入ってくるかということが問題になりますので、そこについては、先ほどお話しをさせていただきました自然由来の汚染土壌を不溶化したということで、それを環境基準まで適合させるような土壌を持ってくるということですので、そういったことの中で審査をしていくものというふうに考えております。また、それをどうやって確認するのかということは、事業者の計画においては、1件1件管理票を使って確認することになっておりますので、そういった中でどう担保されるのかということも審査していくということになる。そういうのを含めて土壌汚染対策法に定める基準に合致するか、適合するかどうかというのを判断していくという、審査していくということになるかと思えます。

○三輪由美委員 審査していくことになると思うと今おっしゃったんですけども、そうした今、住民や町民や議会や町長さんが不安に思っらっしゃることをきちんと全部情報公開させる、業者にきちんと説明をさせる、そうしたことをされるのが、その許可をおろす前の段階で必要だと思うんですよ。指導要綱で、あるいは要綱案で皆さん方がちゃんと書かれている住民の合意、理解を得るものとするということだとか、環境協定の締結。確約じゃないですよ。確約なんて、これ要綱案にも一言も書いてないじゃないですか、確約なんていうのはね。それから、今、不安に思っらっしゃるようなこと全てを、やはり審査の過程の中で県民にきちんと明らかにしていくということが、どうしてもこれ必要じゃないですか。くるくるフローチャートは変わる、自分たちが準じてやるって言った要綱とも違うことをしていると。要綱の中身を聞くと、ちょっとどこに書いてあるのかという、部長、この問題、どんなふうにお考えなんですか。

○遠山環境生活部長 私のほうからは、今、課長も何度も答弁させていただいておりますけれども、今、確かに法律に基づき、申請が上がってきております。事前協議を経てここまで来た案件だということも、私どもも承知しております。現在、担当課長申し上げましたように、厳正な審査を行ってるところでございます。そして、住民の皆様のご意見というのでも出されてるってことも、私ども承知しております。そういったことも含めまして、法律に基づいて厳正に審査をしていくということになるかと思えます。細かい内容につきまして、情報公開とかいうお話もございましたけれども、審査中の案件もございまして、そこは審査中ということで、きちんと私どもが厳正に審査をしていくということで対応させていただくということしかお答えができませんけれども。

○三輪由美委員 厳正な審査と。その厳正な審査を、やはり法律もありますけれども、県がきちんとして行っていくと。そして、何よりも、住民の皆さんへの説明だとか合意、あるいは首長の意見をきちんとして尊重していくという姿勢からしますと、この問題でもこれだけ多くの皆さんの不安が出されてるわけですから、厳正な審査に当たっては、そうした不安にきちんと応えていくという、それが許可権者である県の役割だと私は思っております。そうでないと、県は何をするのかということが非常に不明瞭になってしまいますから、ただ、法にのっとって粛々と、町の皆さんがどんなに不安に思っているかと許可をおろせばいいというふうな話、それは違うと思うんですね。

この問題は議会、今回また請願が出て、町議会でも意見書が直近で上がって、新聞にも大きく報道されて、何度も報道されてますね。テレビでも全国的に2014年、平成26年2月23日、これは事前協議終了直後、放映されていることを議員の皆さんも御存じかと思えます。県の職員の方は御存じだと思います。テレビなどでも、例えば坂本博之弁護士さん、この方は産廃処理場などの問題に詳しい弁護士さんですけども、確約書、これは今、請願に出ている本来町民の意思に基づくものではないというふうに多くの方がおっしゃってる、町長はじめおっしゃってる問題ですけども、この当時の話ですよ、確約書を撤回することは可能だと思うと。改めて新しい区長名義で、確約書は無効であるので撤回するとの内容の書面を県に提出すればいい、本来、県としては業者に対してもう一度、その部分をやり直せと。つまり、環境協定をきちんと締結をとということですね。その部分をやり直せと。そうでなければ、事前手続は終わりませんよという指導をすべきだと思う。これが弁護士さんの意見。それから、これも県内の麗澤大学、籠義樹教授とお読みするんでしょうか。施設立地の合意形成に詳しい教授でいらっしゃるんですけども、この方、こうおっしゃってるんですね。環境保全協定の内容も定まっていない状況で、確約書だけで環境保全協定を結べると県が判断してしまうのは、行政指導しているという意味をなくしてしまうと。そもそも県は環境保全協定をということを指導されてきたわけですから。続けて、この確約書を認めてしまうと、今後、他の事業者にも、将来結ぶことを確約すれば受理されると解釈されてしまうと、どんどん行政指導の意味がなくなってしまうと。こういうふうに、いわゆる学識経験者の方たちは千葉県県の環境行政のことを厳しく指摘されております。部長、このテレビの画面では、千葉県庁の建物は映ったんですけど、県の担当課、映りませんでした。今私が見ましたことなど、感想をお聞きしたいんです。

○遠山環境生活部長 この案件については、確かに法律の前の事前協議ということで要綱を一廃棄物処理施設に関しましてはきちんと要綱がありますけれども、この案件については要綱のない中で事前協議という事実上の指導に入ってきたところなんです。これは、やはり法律に基づけば住民の皆様の合意というのは、はっきり申し上げまして、法律では求められておりませんが、やはり地域の理解を得た上で円滑に、できる限り地域の理解を得る努力をした上で円滑に進めていく必要があるだろうということで、私ども判断をして、事前協議という形の指導をとらせていただいたところなんです。当時、今、委員のほうから学識の方々の御見識を御紹介いただきましたけれども、私どもとしては、地元の区長さんの確約書というところがとれましたので、この確約書そのものの自体の存在は、これは正しい確約書だと当時も理解されております。出てきておりましたので、それに基づいて協定が締結されるだろうということで判断をしてきたところでございます。

住民の皆様の見解なり理解を得るということについては、事業者に対しても引き続き私ども、理解を得るよう努めるようにということで、今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

○三輪由美委員 部長、不安をなくすということで住民の理解を得ようということで事前協議を行った。しかし、それをきちんと、私、フローチャートの初めで示したように、県が、皆さん方がスタート時点でおっしゃってたような方向できちんと貫けばよかったわけですがけれども、途中でその確約書を得たということで、それで県はゴーサインを出した。しかし、部長おっしゃるように、不安をなくさなければと、住民の理解を得なければということで事前協議を始めたのであれば、その確約書に対してこれだけ多くの、町民の数を超えるほどの1万の署名でもって、その確約書は無効だと、私たちの今現在住んでる千葉県の本当に象徴でもあるような、こうした房総の鋸南の皆さんが、その確約書はちょっと待ってほしい、違うんだと、無効だとおっしゃってる、この今の住民の不安について、部長はどうお答えになりますか。

○遠山環境生活部長 住民の皆様からの署名であるとか不安の声というのは寄せられてることは確かに事実です。今現在、審査をしておりますので、その中で審査中であっても、事業者にはきちんと住民の皆様との理解を得るよう、引き続き努力をなさいたいということも指導しておりますので、私どもとしては、そういう形で対応していきたいというふうに思っております。

○三輪由美委員 じゃあ不安、理解されないまま、住民の理解を得られないまま、やはりこのまま許可をおろすなどということは絶対にしないでいただきたい。そのことは強く申し上げておきたいと思っておりますし、したがって、議員の皆様、鋸南町の大事な1万44筆です。全国からも大変注目をされております。部長のほうも、住民の皆さんの不安を和らげ、理解を得る方向で頑張りたいとおっしゃってるわけですから、議会がこれをぜひ応援をして、当然採択をしていただきたいというふうに思います。

○鈴木衛委員長 これより討論を行います。三輪委員。

○三輪由美委員 るる質疑の中でも明らかにさせていただきましたけれども、本請願者の願意は正当なものです。現に署名もこれだけ集められておりますし、請願者が述べておりますこの事前協議をめぐる疑義、3つございます。質疑の中でも、やはり県自身が当初の方針と異なってきたという点で、県の姿勢も今回のような混乱を招いた責任、大きくあるというふうに思います。ぜひそういった立場から本請願の採択をして、鋸南町の皆さんの不安をぜひ解消していただきたい。

#### 諸般の報告・その他

○三輪由美委員 それでは、ハクビシンについて、それからニューフィル千葉について、東葛地域を中心とした放射能対策について、大きく3つ伺いたいと思います。

まず、ハクビシンなんですけれども、県全体ではハクビシンの捕獲数が平成20年度では988頭、25年度は2408頭と約2.4倍に急増しております。新年度からハクビシンの捕獲に対しても県制度が使えるというふうにお聞きをいたしましたけれども、使えない自治体はどこなのか、お答えをいただきたいと思っております。

実は私、松戸市に住んでいるんですが、松戸市内の独居の女性から、自宅の天井裏をネズミかと思ったらハクビシンが走り回って困っていると。別の地域でも、この間2件、複数の家から似たような声が寄せられまして、保護すべき動物で勝手に駆除してはいけないとも聞いたけれども、どうすれば

よいのかという相談が相次ぎました。通常、個人で業者に依頼すると負担はどれぐらいになるのでしょうか。まずお願いいたします。

○伊藤自然保護課長　ハクビシンの被害対策でございますけども、1つはそういう生活被害というのがございます。もう1つが農作物に対する被害ということで二通りございまして、県のほうの制度としては、農作物被害に対する支援ということで制度を設計してございます。市町村のほうで農作物の被害防止計画というのを策定した市町村に対して支援をしているところでございますが、その策定をしていない市町村については9市ございまして、松戸市、市川市、船橋市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市の9市でございます。それから、どのぐらいの費用かということでございますが、私どもはハクビシンの生活被害、聞かれれば業者さんの組合とかを御紹介しておりますけども、どのぐらいの費用かということについては把握はしてございません。

○三輪由美委員　2～3万円から4万円、5万円で、何回かやりましたら10万円とか、やはりかなり費用がかかるのだなというふうに私も勉強させてもらったところなんです。県としては把握されていないという答弁だったんですが、私の聞いた限りでは、そういうことであります。今、御答弁ありましたように、東葛飾地域とか葛南地域、特にこの辺は、住宅の被害ということではないかなと思うんですが、例えば我孫子なども76頭、これは25年度ですかね、かなり多く捕獲をされてても、県の制度が今年度からですから、まだ市町村が計画立ててないから使えないということになってくるのかと思います。私としてはせつかく県の制度ができましたので、まずは市町村計画を立てていないところでも、個人の県民の皆さんに対して直接補助を受けられるようなことも検討していただけないかという点が1点と、そして、せつかく県の制度が今年度からスタートしましたので、こうした使えない市町村に対しても丁寧な対応をしていただきたいが、どうかということで、2点お伺いいたします。

○伊藤自然保護課長　先ほど申し上げましたとおり生活被害と農作物被害と二通りありまして、県のほうとしては、やっぱり産業としての農業の振興という観点から、農作物被害に対する市町村が農業者の方々に支援をした分についての間接補助ということで、市町村に対して補助しているところでございまして、生活被害につきましては、第一義的には市町村のほうが住民の生活の安全を守るという観点から、補助を出していただければというふうに考えております。

それから、まだ交付対象にならない市町村に対しては、今回、対象を広げたことに関しては、市町村に対して説明会というのも開催をしておりますので、その辺の周知については努めているところでございます。

○三輪由美委員　本当に農村部での被害、もっともっとそういう意味では対策を充実させていただきたいわけですが、やっぱり住宅被害についても、確認ですけど、住宅被害でもこれは市町村が計画を立てれば受けられるということによろしいですね。

○伊藤自然保護課長　そもそも農作物被害に対する支援制度ということになってございますので、全く都市部の生活被害ということに関しては、計画そのもの自体がそういう対象にはしておりません。

○三輪由美委員　じゃあ住宅被害に使えないということなんですか。



ぜひそうした住宅被害についても検討していただくことを要望しておきます。

次に、30周年を迎えましたニューフィルオーケストラ千葉について、今回は学校音楽鑑賞教室の教育的効果と県予算の大幅増額を求めて質問をさせていただきたいと思います。

先日、私は松戸市の和名ヶ谷中学校で開催されました鑑賞教室を参観し、深く感銘をいたしました。県として学校音楽鑑賞教室の教育的効果はどう認識をされていますか。この事業の予算の推移は、平成15年と27年当初予算の比較でどうなってるのでしょうか。

○小澤県民生活・文化課長 県では昭和60年度からニューフィル千葉を活用して、主に小中学生を対象とした学校における芸術鑑賞事業を実施しております。子どものころからオーケストラなどの生の演奏を聞く機会があることは、豊かな情操を養う上でとても大切なことと認識しております。

それと、平成15年度の学校における芸術鑑賞事業は4986万9000円、そして27年度当初予算は2663万4000円でございます。

○三輪由美委員 答弁されたように、学校音楽教室は大変効果があると県も認めておられるところがありますし、実際、私も聴かせていただきましたけど、体育館で約850人の生徒や保護者、クラシックとともに宮崎駿ワールドとか、「アナと雪の女王」などの子どもたちにとっても親しまれる曲の選定、それから楽器の説明、3人の生徒らが指揮者になる体験コーナーも大変盛り上がりまして、私も予想以上に楽しい学校音楽教室を体験させていただきました。そして、日ごろ、通常の授業を受けられない不登校ぎみの生徒らも出席をしていると。松戸市では、3年に1回はこうした鑑賞教室で全生徒が本物のオーケストラに初めて触れ、体験できるようにしたい、学校の希望も踏まえて校歌を演奏してる場合もあるということで、ところが、残念ながら、今御答弁いただいたように、約5000万円から2500万と半減をしてるわけですね。県として、この学校鑑賞事業をふやすためにどんな努力をされてきたのでしょうか。

それから、市町村立の小中学校や県立学校、特別支援学校、それぞれ何校で昨年度、実施をされているのでしょうか。2つ、お答えください。

○小澤県民生活・文化課長 学校音楽鑑賞教室につきましては、市町村、そういった予算面等もございます。また、この芸術鑑賞事業が、現在はオーケストラのみならず、演劇とか、ミュージカルとか、古典芸能とか、そういったものまで幅広くなって、市町村においても選択肢が広がってる、そういった事情がございます。そうした中におきまして、当課といたしましては、学校音楽鑑賞事業を行っていただきたく、例えば市町村の教育委員会にニューフィル千葉と一緒に私どもが訪問して、実施についてお願いするとか、また、市町村の担当課長を集める会議、そういったときにニューフィルそのものに演奏していただいて、生の演奏のすばらしさを知っていただくとか、そういった努力を重ねているところでございます。なお、先ほど、予算は15年度から大幅に減ってるということでございますけども、ここ七、八年の動向を見ると、おおむね同額を予算化しているところでございますし、市町村の要望につきましては全て満たしていると、そういった状況でございます。

それと、昨年度の小中学校の数が44、県立高校が3、特別支援学校が13。

以上でございます。

○三輪由美委員 県としても頑張ってるPRをされているっていうことに対しては敬意を申し上げたいと思うんですけども、県立高校が昨年度3校、今年度は。

○小澤県民生活・文化課長 今年度は2校の予定でございます。

○三輪由美委員 やはりこれ、費用負担一市町村財政って先ほども指摘ありましたが、市町村も3分の1ですかね。特に県立高校は、これ2校ということで、学校に聞いてみましたら、約57万円とか、それぐらいを学校が出さなきゃならない、あるいは学校にはそういうお金はありませんと。中学校でもそう言われました。学校にはそういうお金がありませんので、例えば中学校では市の教育委員会が出してる。県立高校では生徒や保護者、同窓会、ここが負担をしているわけなんですね。  
(「後援会」と呼ぶ者あり)

○三輪由美委員 後援会。部長ね、これ県立高校少な過ぎると思いませんか。2校ということですね。県立特別支援学校は県が何%費用負担をしてますか。

○小澤県民生活・文化課長 特別支援学校につきましては、特別支援の児童生徒の皆さんがオーケストラの生の演奏を聞く機会が少ないということで、県が全額負担しております。なお、県立高校につきましては、県が3分の2を負担して、開催校において3分の1を負担する、そういった仕組みになっております。

○三輪由美委員 県が100%支援して障害を持つ子どもたちのために毎年13校ですから、県全体30校あるから、3年に1回は回るというようなことです。県立の特別支援学校は100%出してる。県立高校は57万円とか60万円近い費用負担、やはり県のほうでもっと頑張って、3分の1を学校に、あるいは保護者に負担させるんじゃなくて、今より県負担をもう少しふやして、県立高校の回数を思い切って上げるべきではないでしょうか。部長、どうでしょうか。音楽に大変深い見識をお持ちだというふうに承知をしておりますので、お答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小澤県民生活・文化課長 私からのお答えで大変申しわけございませんが、この事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、昭和60年度の事業開始以来、この負担率でやってきているところでございます。この間、市町村、県立高校、御理解をいただきながら事業を推進してまいっているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、希望する学校につきましては、全て予算化し、実施しているところでございます。今後も希望する学校の把握に努め、必要な予算の確保に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○三輪由美委員 希望する学校に応じて、今手が挙がっているところは100%出してるよということなんですけど、例えば松戸市では、全ての中学校で3年に1回、回るようにしてるんですけども、この間、小学校なんかは別の事業、市の教育委員会のお金ではなくって共済関係ですかね。そういうところから出して小学校やってるんですよ。希望している学校や子どもたちはいっぱいいるわけですね。昭和60年以来という答弁をいただきましたけど、少子化っていうこともありますから、ぜひ部長、県が全体として、平成15年当時に全体の予算を、この学校鑑賞会の予算を戻す。これ倍にするって言っても2300万円なんですね。それで学校鑑賞会を倍にできるんですよ。いかがでしょうかね。30周年を迎えるニューフィル千葉、学校鑑賞会、大好評です。ニューフィル千葉にも聞いたんで

すけど、ピーク時までには十分対応できるっていうことです。ニューフィルの全体の収入に占めるこの学校鑑賞会の予算は3割を超えてるんですね。ここをもっと引き上げれば、収支も好転していきます。いかがでしょうか、部長。

○遠山環境生活部長 今、ニューフィルのお話がありましたけれども、確かに学校での音楽鑑賞教室、これも小中学校、そして特別支援学校、好評だということでもありますけれども、ニューフィルは学校鑑賞教室だけではなくて、今週末もコンサートございますけれども、定期演奏会も含めていろいろな形で県民の皆様に音楽を鑑賞する機会を提供させていただいております。そういったところも活用して、ぜひお子様、そして御家族で演奏会のほうにも足を運んでいただくよう我々もPRもしながら、定期演奏会という機会もありますということを含めてPRしていきたいというふうに思っております。

○三輪由美委員 定期演奏会、私も参加をさせていただきますし、もちろんそちらも大きく成功させていただきたいと思いますが、今回、学校鑑賞会、これはなかなか定期演奏会に來れない御家庭や子どもたちのところにも直接、生のオーケストラを届けることができる千葉県としては誇りの事業でありますので、ぜひ学校鑑賞会のほうも頑張っておやしていただくという方向で、再度、部長の答弁をいただきたいと思います。

○遠山環境生活部長 先ほど申し上げましたように、ニューフィル、さまざまな形で活動させていただいてます。その中でいろいろな機会を捉えて県民の皆様に、そしてお子様方にも音楽の鑑賞の機会を提供させていただくと。これは引き続き努力していきたい。

○三輪由美委員 引き続き努力をしていくということで御答弁をいただきました。ぜひ大幅に増額をしていただきたいということを申し添えて、この点での質疑を終わります。

次に、東葛地域を中心とした放射能測定や除染対策についてお伺いをいたします。

河野委員のほうからもこの放射線の問題について、汚染の問題について、生態系、非常に重要な指摘がありまして、私のほうもそういった問題意識の中から、この質問について準備をさせていただきました。県としては、24年度で除染終了といたしますか、そのような終了宣言をされているんですけども、本当にそうだろうかという問題であります。

この5月、松戸市と流山市の間を流れる県管理の富士川に市民や子どもたちも立ち入っているが、放射線量が高いので、県に測定してほしいと市民から通報がありました。そこで、県にもお願いをしたところなんですけど、直ちには対応していただけなかったものですから、私自身の掘場のラディっていう松戸市と同じ測定器ですけども、はかりましたら、0.9マイクロ( $\mu\text{Sv/h}$ )あったということで、再度県に測定を求めましたけれども、ここは人が立ち入る場所ではないから測定をしないということでお断りをされたわけですね。それで、私たちは市民の皆さんと個人の測定器を7台、8台集めまして、約30人近くで測定会を実施をさせていただきました。それで、既に県のほうには測定結果表をお渡しをさせていただいておりますけれども、75ポイントははかりましたが、0.23マイクロ以下というところは一、二カ所でありまして、高さは5センチ、50センチ、1メートルということではなかったんですけども、高いところでは1.2マイクロというような、これは5センチのレベルでありますけれども、50センチでも1マイクロを超えるという、そういう測定結果が出ております。県管理の富士川、このように、「いつもきれいにしてくれてありがとう 富士川より」ということで、「泳げる清流待ち遠しいね」というような看板もあります。住宅が密集してますので、こちら、川沿

いには松戸市の住宅が並んでおります。これが川の橋の下なんですけれども、私は子どもたちがこういうところに入るのかなというふうに思ってもいましたんですが、このように子どもたちが亀を探しに、よく「小鮒釣りしかの川」じゃないんですけれども、カエルや亀をとり、あるいは水鳥に会いにということですね。これが私の測定器ですけれども、これは0.92 マイクロを示しておりますが、こういった状況でございました。今後、この県管理の富士川に対して、どのように県として対応されていくのでしょうか。

○工藤大気保全課長 各施設におきましては、それぞれ施設管理者の方がいらっしゃいますので、そこにおける放射線量の測定は各施設管理者が行うこととされております。大気保全課といたしましては、県内8カ所にモニタリングポストを置きまして、県内の広域的な放射線量の把握に日々努めているところでございます。

○三輪由美委員 今の御答弁ですと、この県管理の富士川について、どのように対応していただけるのかと。今、答弁していただいたのは、環境生活部としてお仕事をされている内容について説明あったんですけれども、管理者である県の担当課のほうとの連携も含めて、環境生活部としてどう把握をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○工藤大気保全課長 富士川につきましては、県土整備部において、現在、測定について検討しているところであると聞いております。親水的な利用のある3地点で7月に測定を実施する予定であると聞いております。

○三輪由美委員 県として正式に測定をしていただくという、そういう御答弁をやっといただきましたので、この富士川については、さまざまな住民の会もあるようですし、多くの方が散策でありますとか、子どもたちも楽しみにしているところもありますので、除草も含めて、今、大変、草の背丈が高くなっております。こういったことも含めて対応をしていただきたいと思います。今回のように、私たちは市民からの通報で県にお知らせをさせていただいたんですけれども、動いていただけなかったというところでお聞きをしたいんですが、そもそも県民から通報があった場合の県のルール、どうなっていますか。環境省のガイドライン、あるいは県の考え方、こういうことに基づいてこういうふうに対応するという、明確にここのはお答えをいただきたいと思います。

○工藤大気保全課長 原発事故対応に関しては防災危機管理部が総合的な調整を行うということになっております。大気保全課に関しましては広域的なモニタリング、それから各施設の管理者においては施設の管理をきちんと行っていくという役割分担になっております。

○三輪由美委員 しかし、ここは県管理の川で、公園であったりするんだけれども、県民の方の声が上がったときに、県はどのような、環境省のガイドラインだとか、県の除染ガイドラインがあると思うんですけれども、それに基づいて対応するというところできちっとお答えをいただきたいんですが。

○工藤大気保全課長 繰り返しになりますけれども、防災危機管理部が総合的な調整を行うということになっております。除染のガイドラインにつきましては、国、市町村が除染を行う際に、その流れ

ですとか、あるいは技術的な事項についてわかりやすく策定したものということで認識しております。

○三輪由美委員 子どもが立ち入る場所などについて、県としてはどのような数値、0.1マイクロとかございますよね。どのように理解されてますか。

○工藤大気保全課長 局所的な箇所への対応については、それぞれの担当部局が調査の必要性の判断、あるいは調査を行うものと認識しております。

○三輪由美委員 それでは、この除染関係ガイドラインの中にもございますけれども、子どもが立ち入る場所については0.23マイクロ以下にするというような認識でいるんですが、そこはよろしいですね。

○工藤大気保全課長 0.23マイクロシーベルトを基準とするということでよろしいと思います。

○三輪由美委員 大気保全課の各課の役割というペーパー、私、今いただいているんですけども、その中には、蓄積した知見に基づく指導、アドバイスと。今、何度かやりとりしたんですけども、お答えいただかなかったので、聞かせていただきますが、大気保全課としても、こうした蓄積した知見に基づく指導、アドバイスという役割がございますよね。ですので、子どもが立ち入る場所については0.23マイクロを下回るように、県としても責任持って対応するんだという、そういう考え方でよろしいですね。通報があったら、それは即座に県の管理者にも連絡をしていただいて、防災に来るのか、環境に来るのか、それぞれ県の施設管理者に来るのかわかりませんが、そこはきちっと対応していただけるんでしょうか。

○工藤大気保全課長 大気保全課にそういった通報があった場合は、適切に関連部局のほうに情報をお伝えいたします。

○三輪由美委員 ですから、5月、高いからはかっていただきたいと。そのときには子どもたちも立ち入ってるわけですね。なかなかはかっていただけないということで、2カ月、3カ月とたってしまうわけですので、今、課長が御答弁をいただいたように、きちんとした対応をいただきたいと思います。

県管理の一級河川国分川であります。ここは立入禁止に今なっているんですよね。どういう状況になっていますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○工藤大気保全課長 国分川の堤防、あるいは水面付近においては、県土整備部で継続して空間放射線量の測定を実施していると聞いております。堤防では、地上1メートルで毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていることから、立入禁止になってるかどうかまでのちょっと情報はいただいてないんですけども、数値としては0.23マイクロシーベルトを下回っているというふうに聞いております。

○三輪由美委員 これ今、私、国分川の市民の方が測定をしたデータを今手にしております。1メー

トルというところで先ほど御答弁あった0.23を下回ってるっていうことなんですが、私が今入手をしている2015年、これは6月5日測定ですが、27カ所測定されてるんですけども、そのうち26カ所が0.23マイクロを超えているんですね。1メートルということでもいいまでも、水際ですけどね、0.63マイクロ、それから、歩道から1メートル以内でも0.26マイクロ。先日、私が50センチでロープを張ってある、つまり県としては立入禁止だよっていうふうに表示をしている、その以外のところですね。同じロープが引いてある、その延長線上なんですけど、この50センチの高さで0.4マイクロあるんですね。ちょっと草刈りもしていただいたこともありまして、市民の方も多く散策していたり、子どもたちも立ち入ることができます。国分川については、できるだけ本当に早くきれいな川を取り戻したいわけなんですけれども、はかるところという状態なので、管理は河川環境課ですけども、先ほどの答弁にありました蓄積した知見に基づく指導、アドバイスですから、国分川について再度、測定をもう一度きちんとやり直すということ、それから、ロープ、非常にわかりづらいですね。表示も、これぐらいのちっちゃい紙に書いてあるんですけども、かつて松戸市が管理をしていた時期があるんですが、そのときには非常にわかりやすい大きな看板を立てて、子どもたちにも鬼の顔なんか書いたりしてわかりやすいように表示がされてました。ですので、その点ももう一度チェックをしていただくように、河川環境課などに、管理をされてる課に連絡をしていただいて対応していただけないでしょうか。

○遠山環境生活部長 私の方から総括的にお話しさせていただきます。

今、委員の方から御指摘された具体的な河川における、まさに除染の状況だと思います。除染についての御質問だと思います。現場での除染をするための草刈り、あるいは土壌の剥ぎ取り、あるいは立入禁止、抑制の注意喚起、そういったことは先ほど課長が答弁させていただきましたように、防災危機管理部のもとで総括して対応しております。そのために防災危機管理部には担当部長を設置しております。先ほど御指摘のあった除染ガイドラインの県の運用も防災危機管理部でやっております。そこと各施設管理者が連携をとって総合的な県の除染対策を実施していると。通報につきましても、市町村から関係各課のほうに入れば、防災危機管理部のほうへ全て情報が伝達されるような仕組みになっております。きょうこの委員会の中で、三輪委員のほうからも御指摘がありました、あるいは御意見もございましたことも含めまして、改めて私どものほうで責任を持って防災危機管理部のほうにお伝えします。

○三輪由美委員 今、部長から答弁をいただきまして、防災危機管理部との連携ということでありますので、県としては25年3月に県管理の施設は除染完了だということが出ているわけですが、富士川、国分川、そして新聞報道でも県立柏の葉公園の26年7月、26年9月と連続して駐車場やバラ園、テニスコートなどの問題が報道されております。部長から御答弁をいただいたんで、それで、私はそこを信頼してやっていただけるものと思うわけなんですけど、やはりまだこれ、収束とは言えないんじゃないですか。その認識はいかがでしょうか。

○遠山環境生活部長 私ども決して収束という意識は持っておりません。県管理、県の除染計画に基づいて実施しました除染は終了いたしましたけど、終了後も除染等、検討すべき地区が出てくれば、その都度対応いたしますと、はっきりと私どもは申し上げております。指定廃棄物の問題もございまして。まだまだ私ども、これは収束したとは思っておりませんので、その辺、念のため申し上げておきます。

○三輪由美委員 やはり原発、本会議でもこれは今、高濃度の指定廃棄物の問題もありますし、汚染水の処理の問題もあります。私はやはり原発は一旦事故を起こせばコントロールできなくなると。福島でも、今なお 12 万人の方が避難生活を強いられていますし、千葉でもまだまだこうした不安が残っているということです。福井地裁が人格権は経済的な利害より優先するとして、原発の運転差し止めと再稼働中止の判断を下しています。ここ環境生活部ということで、原発再稼働は中止すべきだというふうに私は思うんですけども、またこういう多くの不安なり、これから廃棄物の処理場の問題も、8000ベクレル以上も大変、以下も大変と。やはり再稼働は中止すべきだと私は思うんですが、部長の見解をお聞かせください。

○遠山環境生活部長 原発再稼働についての県の所管は防災危機管理部になっております。

#### 【警察本部関係】 審査

諸般の報告・その他

○三輪由美委員 交通安全対策について、信号機と横断歩道のことについてお伺いいたします。

予算なんですけど、信号機のほうは 26 年度は 3 億 3 0 3 7 万円。さかのぼって 23 年度は 4 億 4 1 8 5 万円とお伺いをいたしましたので、過去 4 年間で 4 億 4 0 0 0 万円から 3 億 3 0 0 0 万円ということで 1 億円以上も、ちょっとでこぼこはあるかもしれないんですけども、減額になっております。横断歩道のほうは 2 億 4 9 2 1 万円から 1 億 8 6 6 8 万円と、こちらのほうも約 6 0 0 0 万円の減額になっていると認識をしているわけなんです。例えば信号でいえば、26 年度はこの 4 年間で最多、1 0 7 1 件の要望があったんですけども、26 年末では設置は 83 基ということで、設置率が 7. 7%。予算が減っているので設置率も 4 年前は 9. 4% だったんですけども、要望に応える率も減っているわけですね。この減額の理由はどういうものであり、今後、県警としてどのように取り組んでいこうとされているのか。

そして、横断歩道なんですけど、設置数は 26 年度で 1 1 1 カ所ということでありましたけれども、要望のほうは何カ所ぐらいおよそ寄せられているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 信号機に関する要望件数は、委員御指摘のとおり 26 年末で 1 0 7 1 件であります。それに対して 26 年度は 83 基を整備し、26 年度末現在で累計 8 2 0 6 基を整備したところでございます。信号機の設置につきましては、地域の方々の切実な要望であると真摯に受けとめております。信号機等の交通安全施設は交通の安全と円滑に大きく貢献しているところであり、引き続き交通安全施設等の整備を着実に推進していく必要がございます。

一方で、これまで整備してまいりました信号機等の各種交通安全施設の数、いわゆるストック数が膨大な量になっており、老朽化したものや機能が低下したものに対して、更新や高度化を進めていく必要がございます。こうした維持管理にかかる費用がふえていく現状を踏まえまして、より効果的、効率的な交通安全施設の整備を推進してまいりたいと考えております。また、必要性が低下した既設の信号機の移設、撤去を進めることにより、必要な場所への適切な信号機の整備を行ってまいりたいと考えております。厳しい財政状況ではありますが、適正な交通安全施設の維持管理を行いながら、引き続き交通安全施設の整備に最大限努めてまいりたいと考えております。

○鈴木衛委員長 横断歩道言った。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 すいません。横断歩道の要望件数につきましては、平成 26 年で 38 件の要望が寄せられております。要望件数ですね。

(三輪由美委員、「設置……」と呼ぶ)

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 設置数につきましては、1400カ所で横断歩道を整備してございます。

○三輪由美委員 すいません。横断歩道の要望件数と設置数、すいません、もう一度、ちょっと聞き漏らしたので。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 ただいま申し上げました1400件につきましては、新規につけたものを含めまして、補修もありますので、そういったものを含めて1400カ所ということでございます。

(三輪由美委員、「それは要望ですか、それともつけた件数ですか」と呼ぶ)

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 要望を含めたつけた件数ですね。補修した件数が1400カ所です。

○三輪由美委員 それに対して要望は何件で設置が何件、ちょっと簡明に。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 26年の要望については先ほど申し上げましたとおり38件の要望がございました。

○鈴木衛委員長 その後、設置の数字も言ってください。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 11件ということで……。

○三輪由美委員 38件の要望に対して設置が11件ということですね。

○鈴木衛委員長 倉本課長、大丈夫。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 すいません。後で確認して答弁いたします。

○三輪由美委員 やはり信号機の設置率が7.7%、予算の減額については、これはやっぱり抜本的にふやしていただかないといけないかなと思っております。その点については、ちょっと明確に、増額をしなければならないという認識はお示しはいただけないように思うんですけども、予算の範囲内でやっていくとなりますと、4年前と比べますと1億円減ってるものですから、そこ心配しているわけですね。私、実は松戸市に住んでおりますが、この3月にも国道6号死亡事故多発地点で信号



機が1基新設をされまして横断歩道もついたものですから、非常に住民から喜ばれ、安全に貢献されていると思うんですけども、こうした予算、やはり要望が非常に大きいですから、1071件に対して4年間で最低83基しかつけてないわけですから、これもっと事故をなくすためにも、予算そのものをふやしていくっていう、そういう認識はいかがなんでしょうか。1億円も減ってるっていうのは、どうでしょうか。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 先ほど申し上げましたとおり、他の安全施設の更新、あるいは高度化という事業もございますので、そういったものを総合的に勘案しながら、必要なものは財政当局に要求してまいりたいと考えております。

○三輪由美委員 本部長、ぜひ要求を大幅にふやしていただくように要望したいと思います。

それで、松戸市上本郷地先のトウカエデ通り、JR北松戸駅のすぐ近くの商店街のところにマルエツとハローマートという大きなスーパーが2つありまして、こちらが商店街になっております。横断歩道が2本、端と端にあるんですけども、商店街ですから、人々が結構行き来をする場所に横断歩道がやはりないということで、ここで残念ながら事故が起きております。この5月11日、死亡事故が起き、その4日後にもまた自転車と車両による事故が発生していると認識をしてるんですが、この対策、実は私どもも2度、3度と横断歩道の設置など安全対策を要望させていただいてたんですけども、変わらずという中で、残念ながら死亡事故が起きております。この場所について、県警本部といたしましてどのような、調査なり対策を検討されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 事故現場につきましては、見通しの悪い坂道のカーブであることから、歩行者が同所を横断することは危険な道路環境であると、このように考えております。そこで、事故現場における今後の安全対策につきましては、松戸警察署及び関係機関と連携をいたしまして、歩行者に対しては事故現場付近における安全な横断を促すために、周辺住民、商店街等への広報啓発や街頭指導の実施、横断防止柵の設置等による既設横断歩道への適切な誘導、ドライバーに対しましては速度規制を遵守させるために、減速ドット線の設置など路面標示等によるドライバーへの注意喚起等の対策を検討しているところでございます。

○三輪由美委員 こちらの通行量調査などは今のところはされてないということでもよろしいですか。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 今のところ実施しておりません。

○三輪由美委員 住民の調査では、1時間当たり、こちらの警察のほうでおっしゃっていただいている既設の横断歩道に移動して渡ってくださいという、そうではなくて、重い荷物を両手に持ち、高齢化などもありまして、真ん中部分を横断してる方が1時間に昼間は244人、夕方は191人。非常に多くの方たちが横断されています。商店街自体非常に大きな利用がある、結構路上駐車なども見られますので、横断歩道でありますとか、さらなる啓発、看板ですとか、さまざまな安全対策を、横断歩道の設置も含めまして、これからよく商店街や松戸市など地元関係機関、あるいは地元地域住民とよく協議をして、二度とこういう死亡事故が起きることのないように対応していただきたいというふうをお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○倉本交通部参事官兼交通規制課長 事故現場の安全対策につきましては、地域の住民の方を含めまして、道路管理者、関係機関等と連携しながら安全対策を進めてまいりたいと考えております。